

## 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大淀町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、本会の理事又は監事の職にある者をいう。
- (2)常勤の理事とは、本会理事のうち、定款第18条第2項に定める常務理事等、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4)報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

### (報酬の支給及び費用弁償)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次の通り報酬及び費用を支給する。

- (1)常勤の理事については、報酬及び賞与を支給する。
- (2)非常勤の役員及び評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

### (常勤の理事の報酬)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表2に定める額
  - (2)賞与については、別表3に定める額
  - (3)通勤手当については、賃金規程第26条の規定に準ずる額
- 2 常勤の理事が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬及び費用の支給方法)

第5条 常勤の理事、非常勤の役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)常勤の理事の報酬の支給時期は毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、賃金規程第4条に準じた日とする。
  - (2)非常勤の役員及び評議員の費用の支給時期は、3月とする。
  - (3)常勤の理事の賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機

関口座に振り込むことができる。

3 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 常勤の公務員はこの規定を適用しない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会の非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

1. この規程は令和7年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員及び評議員の費用弁償額

日額	2,600円
----	--------

別表2 常勤の理事の報酬

勤務日数	月額
週5日	210,000円
週4日	160,000円

別表3 常勤の理事の賞与

週5日及び4日	
6月の賞与	100,000円
12月の賞与	100,000円